柏市チャレンジ支援補助金（チャレンジ事業）交付要綱

制定　令和　５年　６月２０日
施行　令和　５年　７月　３日

（目的等）

第１条　この要綱は，商品・サービスの開発や販路拡大等に取り組む市内中小企業者等に対し，柏市チャレンジ支援補助金（チャレンジ事業（以下「補助金」という。））を交付することにより，事業活動の活性化を図り，市内経済の振興に資することを目的とする。

２　補助金の交付に関しては，柏市補助金等交付規則（昭和６０年柏市規則第２９号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者及び別表第１に掲げる法人をいう。

(2) 同業団体　日本標準産業分類（平成２５年［２０１３年］１０月改定）における同業者によって組織された団体で，当該業界の親睦，地位・技術の向上，発展などに寄与するための活動を行う事業所及びこれに準ずる事業者の組織をいう。

(3) 商店会　商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第２条第１項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項第１号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているもの

(4) みなし大企業　次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア　一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有している中小企業者

イ　複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している中小企業者

ウ　役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業

（対象）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は，次に掲げる要件を全て備えているものとする。

(1) 柏市内に本店又は主たる事業所等を有する中小企業者，同業団体であること。

(2) 柏市税を滞納していない者であること。

(3) 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定による清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　商店会

イ　みなし大企業

(6) 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）の実施にあたり，補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）において他の補助金を活用していないこと。

(7) 次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定

する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

ウ　宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業

エ　公序良俗に反する等その他市長が不適当と認める事業

２　対象事業及び対象経費は，別表第２のとおりとする。ただし，「１　設備購入費（耐用年数３年以上かつ税込購入価格３万円以上のものに限る。）」は，別表第３のとおり上限を設けるものとする。

（補助金の額等）

第４条　本補助金の額は，対象経費を合計した額の２分の１以内の額とする。この場合において，当該２分の１以内の額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

２　前項の場合において，補助金の額は，５００，０００円を限度とする。

（標準処理期間）

第５条　申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，３０日とする。

（処分の制限）

第６条　補助金は，規則第１７条に規定する市長の承認を受けないで，補助金交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない財産とする。ただし，対象事業を完了した日から起算して５年を経過した場合は，この限りでない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和　５年　７月　３日から施行する。

別表第１（第２条関係）

１　社会福祉法人 ２　ＮＰＯ法人 ３　医療法人 ４　農業法人 ５　一般社団法人 ６　一般財団法人 　ただし，上記法人のうち，補助金の交付対象とする者の範囲（法人の資本金の額又は出資金の総額，及び常時使用する従業員の数）は，中小企業基本法第２条第１項で定める業種ごとの規定を準用するものとする。

別表第２（第３条第２項）

対　象　事　業	対　象　経　費
対象事業は次に掲げる事業 １　新たな製品の製造又は，新たな商品，もしくはサービスの提供や実証事業（新商品等開発事業） ２　販路拡大を図るために実施する事業（販路拡大事業） ３　その他，事業活動の活性化のために実施する事業（その他事業）	対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費 １　設備購入費（耐用年数３年以上かつ税込購入価格３万円以上のものに限る。） ２　委託費 ３　消耗品費（耐用年数３年未満または税込購入価格３万円未満のものに限る。） ４　広報費 ５　印刷製本費 ６　諸謝金（外部講師謝礼等） ７　賃借料 ８　賃金 ９　旅費及び交通費 １０　その他市長が必要と認める経費 但し，補助金の交付決定日から令和６年１月３１日までに発生した経費に限る。

別表第３（第３条第２項）

対象経費	補助上限額
１　設備購入費（耐用年数３年以上かつ税込購入価格３万円以上のものに限る。）	上限３００，０００円